

広島県告示第千百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によって、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和七管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によって、公表する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
まあじ	広島県まあじ漁業	現行水準
まいわし太平洋系群	広島県まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし瀬戸内海系群	広島県かたくちいわし漁業	四八、〇〇〇トンの内数